

## 休眠預金等活用法の施行に伴う各種預金規定類の改正について

平成30年1月1日に休眠預金等活用法が施行されたことに伴い、各種預金規定類を以下のとおり改正しました。

(改正日：平成30年1月1日)

対象の規定	改正内容
当座勘定規定 普通預金規定 貯蓄預金規定 (40万円型) 貯蓄預金規定 (10万円型) 納税準備預金規定 通知預金 (証書口) 規定 通知預金 (通帳口) 規定 通知預金 (預り証口) 規定 定期預金共通規定 リレーつみたて定期預金規定 (自由型・目標型) リレーつみたて定期預金規定 (年金定期) 定期積金規定 総合口座取引規定 外貨 (非居住者円を含む) 普通 預金規定	<p>次の条項を追加しました。</p> <p>※2. (2) ⑤については普通預金規定、定期預金共通規定、リレーつみたて定期預金規定 (自由型・目標型) のみに追加しました。</p> <p>※3. については定期預金共通規定のみに追加しました。</p> <p>※4. については総合口座取引規定のみに追加しました。</p> <p>※「外貨 (非居住者円を含む) 普通預金規定」については、非居住者円預金についてのみ適用となります。</p> <p>1. (休眠預金等活用法に係る異動事由)            当行は、この預金について、当行のホームページに掲載する事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 (以下「休眠預金等活用法」という) にもとづく異動事由として取扱います。</p> <p>2. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)            (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。            ①当行のホームページに掲げる異動が最後にあった日            ②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項に定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日            ③当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合 (1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く) に限ります。            ④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日            (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。            ①預入期間、計算期間または償還期間の末日 (自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)            ②法令、法令にもとづく命令、もしくは措置または契約により、この預金について支払いが停止されたこと 当該支払停止が解除された日            ③この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分 (その例による処分を含みます) の対象となったこと 当該手続が終了した日            ④法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと (ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限り) 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日            ⑤総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと 他の預金に係る最終異動日等</p> <p>3. (通帳口の預金の最終異動日等)            通帳口の預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由 (上記2. (2) において定める事由をいいます) が生じた場合には、同一通帳内の他の預金にも当該事由が生じたものとして取扱います。</p> <p>4. (この取引に係る預金の最終異動日等)            この取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由 (上記2. (2) において定める事由をいいます) が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取扱います。</p>

以上